

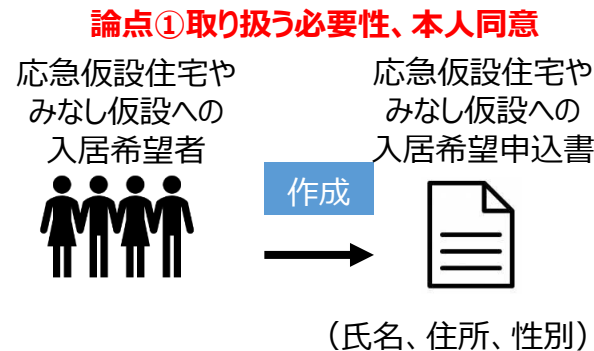
- 市区町村の福祉部局は、応急仮設住宅やみなし仮設住宅への入居を希望する避難者に申込書を配布し、入居希望者情報を取得した。
- 市区町村の福祉部局は、避難者への生活支援・見守り・心のケア支援などを実施するため、民間事業者（NPO・社会福祉協議会・民間企業）と業務委託契約を締結した後、当該情報を提供した。
- 委託を受けた民間事業者は、当該情報に従って、各世帯への支援を実施した。

情報を取り扱う主体

取り扱う情報

利用目的

福祉部局  
(市区町村)



避難者への各種支援を実施するため

| 支援内容                                | 主たる支援者               |
|-------------------------------------|----------------------|
| 生活相談、訪問活動、<br>見守り活動、心のケア<br>活動、健康管理 | NPO・社会福祉協議<br>会・民間企業 |
| 生活再建支援、被災<br>者に対する情報発信              | 市区町村                 |

民間事業者  
(NPO・社会福祉協議会・  
民間企業)





## 個人情報保護法及び関係法令条文

- 個人情報保護法第69条第1項において利用目的内の利用及び提供について、第2項において個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供について規定されており、第2項1号で本人の同意があるとき、4号で本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合およびその他保有個人情報を提供することについて特別な理由があるときは、提供できるとされている。



## 本事例における内閣府の解釈（案）

- 入居希望者から個人情報を書面で取得するにあたっては、個人情報保護法62条のとおり取得する個人情報の利用目的を明示する必要がある。また、応急仮設住宅やみなし仮設への入居希望者については、支援を必要とする可能性がある者に対して個別に可否を確認するため、その際に本人の同意を得ることが可能である。そのため自治体は、入居を募る際、NPOや福祉協議会等への情報提供を含めた利用目的を定め、本人の同意を取得することが望ましいのではないか。
- 同意を取得する際、「避難者の生活相談、健康管理、見守り活動、生活再建支援、被災者に対する情報発信」等、入居を希望する者に対して具体的に利用目的を示す必要があるのではないか。
- なお、応急仮設住宅への入居希望者が殺到している場合や自治体が割り振った住宅へ入居していただくことを前提としている場合など、情報の提供に関して入居申込書等で確認をするタイミングがなく、事前に本人同意を取得できなかった場合においても、避難者への各種支援を実施するために個人情報を提供することから、第69条第2項第4号「明らかに本人の利益になる場合」に該当するのではないか。
- その際、配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等であって、所在情報を秘匿している場合も考慮し、提供に当たって予め自治体において、住民基本台帳の閲覧等制限がされていないことを事前に確認することが必要ではないか。
- 情報提供元の自治体は、提供先に提供することが第69条第2項のただし書きに該当しないことを確認することが必要である。

### 利用目的

- 生活相談、訪問活動、見守り活動、心のケア活動、サロン活動、避難者の健康管理
- 生活再建支援、被災者に対する情報発信



### (個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

### (利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

### (利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。



- 申込書にて個人情報を利用・提供する目的を規定し、同意を取得することで、利用・提供時に自治体にて滞りなく業務遂行を行えるものと考えます。

| 応急仮設住宅入居申込書                                                                                        |       |                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------|
| XXX市区町村長様                                                                                          |       |                |
| 令和XX年XX月XX日                                                                                        |       |                |
| 応急仮設住宅の入居を申し込みます。                                                                                  |       |                |
| 入居申し込みにあたり、個人情報（申込者の被災前住所、氏名、現在の居所、連絡先）の取扱いに関して、丸をつけた下記の利用目的について、業務委託契約を締結した民間事業者に提供することについて同意します。 |       |                |
| ＜利用目的＞<br>生活相談、訪問活動、見守り活動、心のケア活動、サロン活動、避難者の健康管理、生活再建支援、被災者に対する情報発信                                 |       |                |
| <input type="checkbox"/> 個別事情（※）によりいずれの利用目的についても同意いたしません。<br>（※） 個別事情の例：配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等     |       |                |
| 申込者                                                                                                | 被災前住所 |                |
|                                                                                                    | 氏名    |                |
|                                                                                                    | 現在の居所 | （避難先住所を記載願います） |
|                                                                                                    | 連絡先   |                |



### 想定されるケース

- 自治体が応急仮設住宅やみなし仮設住宅の避難者の個人情報（氏名、住所、連絡先）を、委託先の民間事業者(NPO・社会福祉協議会・民間企業)へ提供した。



### 論点

- 自治体が応急仮設住宅やみなし仮設住宅に入居する被災者の生活支援・見守り・心のケア支援等の活動を民間事業者に委託する際に、自治体側が、当該事業者の個人情報の取扱い体制を確認する又は委託契約書に避難者の個人情報を安全に管理する規定を明記することが必要である。
- 民間事業者が避難者の個人情報を安全に管理するために、自治体は民間事業者に対して守秘義務を課すとともに名簿情報の提供範囲、提供形式・保存方法、及び当該情報項目の管理責任者を定めておくことが望ましいのではないか。
- 例えば、以下のような規定を設けることが考えられるのではないか。
  - ① 名簿は、当該委託業務の管理者および支援員のみ閲覧することとする。
  - ② 名簿は厳格管理を行う。
    - 紙面で作成した場合は、金庫への保管、データにて作成した場合は、ID/PWが付与されている関係者のみとする。
  - ③ 管理責任者は当該委託業務の管理者